





本 社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング8F

設立/資本 平成17年8月 50百万円

代表 者 代表取締役 宮林 利彦

社 員 数 2,035名 (グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く)

事業内容 ■システム開発

・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム

- ■採用戦略マネジメント
 - ・外国人採用コンサルティング ・外国人ライフサポート
 - ・新卒採用コンサルティング ・応募受付代行
 - ・アウトプレースメントコンサルティング
- ■各種研修・トレーニングプログラム事業
- ■ペイロールアウトソーシング事業
- ■法務・労務・行政コンサルティング
- ■請負・委託構築コンサルティング
- ■大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業

有料職業紹介事業許可:13-ユ-304211

『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します

「新外人材マネジメントサービス





■CAM運営サイトのご紹介



海外人材マネジメントサービス 【GMS】



技能実習生送り出し機関紹介サイト 【センディングナビ】



留学生コミュニティサイト 【KAJI】



特定技能マッチングサイト 【Intertour】



技能実習生研修施設紹介サイト 【トレナビ】



海外情報発信メディア 【海外人材TIMES】

海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に 価値ある情報を提供してまいります。



外国人労働者の受入れ新制度

~特定技能について徹底解説~

JAPAN行政書士事務所 GYOSEI-SHOSHI LAWYER OFFICE



小山 翔太(こやま しょうた)/Shota Koyama

- 行政書士
- ·申請取次行政書士
- ·JAPAN行政書士事務所代表(2016年~)



北海道札幌市出身

行政書士試験合格(2012年)

JAPAN行政書士事務所開業(2016年)

東京都目黒区から台東区上野に事務所移転(2018年)

「登録支援機関.com」開設(2019年)

本日の内容



2022年2月24日@Zoom

- 1 外国人雇用&ビザの全体像
- 2 在留資格「特定技能」とは?
- 3 「特定技能」手続きの流れ



<外国人雇用&ビザの全体像>

1-1.外国人急增



? Question

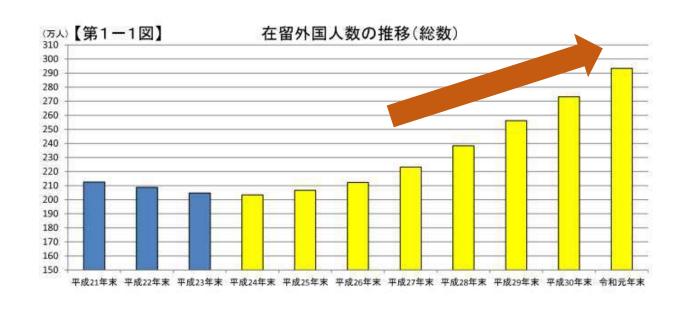
"工場・居酒屋・コンビニで働く外国人は何のビザを持っている?"

Answer

"人によって種類が異なるビザを持っている"

- ◎留学※圧倒的に多い
- ・永住者、日本人の配偶者等、家族滞在

1-2.外国人の状況



288万7,116人 (令和2年12月末時点)

※令和3年3月 法務省 資料より抜粋

うち外国人労働者

- · 165万8, 804人(令和元年10月末時点)
- ・日本の就業者に占める割合 2.2%

※令和2年1月 厚生労働省・令和元年9月 内閣府 資料より抜粋

国籍別の外国人労働者数

1位 ベトナム 約44万人

2位 中国 約42万人

3位 フィリピン 約18万人

少子高齢化の日本において、今後も増加傾向の予想

1-3.在留資格(ビザ)とは



在留資格(ビザ)とは「外国人が日本に在留(滞在)するために必要な資格」。 在留資格ごとに在留できる期間、活動の内容が法律で定められてい

る。在留資格一覧表



就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家,画家,作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士,公認会計士等
医療	医師,歯科医師,看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・ 国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講 師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者
技能実習	技能実習生

⁽注1) 平成31年4月1日から

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)

在留資格	該当例	
永住者	永住許可を受けた者	
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者, 我が国で出生し 引き続き在留している実子	
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等	

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例	
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等	

就労が認められない在留資格(※)

在留資格	該当例	
文化活動	日本文化の研究者等	
短期滞在	観光客, 会議参加者等	
留学	大学, 専門学校, 日本語学校等の学生	
研修	研修生	
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子	

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

※平成31年4月 出入国在留管理庁 資料より抜粋

⁽注2) 介護, ビルクリーニング, 素形材産業, 産業機械製造業, 電気・電子情報関係産業, 建設, 造船・舶用工業, 自動車整備, 航空, 宿泊, 農業, 漁業, 飲食料品製造業, 外食業 (平成30年12月25日開議決定)

1-4.外国人材と在留資格



令和3年3月現在29種類の在留資格が存在しています。

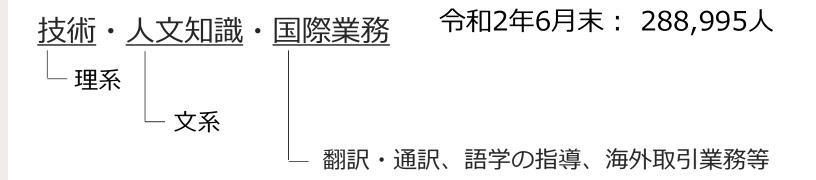
企業がフルタイムの外国人雇用を行う際に活用できる在留資格は下記の6つです。

※「永住者」「日本人の配偶者等」等就労制限のない在留資格は除く

- ①「高度専門職」
- ②「技術・人文知識・国際業務」
- ③「企業内転勤」
- ④「技能実習」
- ⑤「特定技能」
- ⑥「特定活動(本邦大学卒業者)」

1-6.②技術・人文知識・国際業務





通称、技人国(ぎじんこく)と呼称される。最も一般的な就労系在留資格といえる。

「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動!

- ■大卒程度の学歴&ホワイトカラー職種の在留資格
- ■現場での仕事は基本的に行えない

1-7. ④技能実習制度



「特定技能」と似ている制度ではあるが、制度趣旨や運用面で違いがある。

令和2年6月末:402,422人

【制度趣旨】

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展 を図っていくため、**技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済 発展を担う「人づくり」に協力することを目的**としている。

【運用面】

- ・技能実習日誌の作成義務
- ・人数制限 ex.従業員数30人以下の企業は当初3人以下からスタート



<在留資格「特定技能」とは?>

2-1.入管法改正



平成30年12月8日に第197回国会(臨時会)にて「**出入国管理及び難民認定 法及び法務省設置法の一部を改正する法律**」が国会で成立した。

同月14日公布、**平成31年4月1日より施行**された。

2-2.主な改正点



新在留資格「**特定技能**」創設

→改正入管法の柱。**特定産業分野(14業種)**において外国人材を活用 する。これにより製造業や介護の現場にて外国人雇用が可能となっ た。

2-3.特定技能1号のポイントと位置づけ

<特定技能1号のポイント>

○ 在留期間 : 1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで

○ 技能水準 : 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)

○ 日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を

修了した外国人は試験等免除)

○ 家族の帯同 : 基本的に認めない

○ 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

現行の在留資格 新たに創設する在留資格 就 「高度専門職(1号・2号)」 労 が 「教授」 「特定技能2号」 認 「技術・人文知識・国際業務」 め 的·技術的分野 「介護」 5 「技能」等 n る 在 留 「特定技能1号」 資 格 **ത** 技 能 水 「技能実習」 ※平成31年4月 出入国在留管理庁 資料より抜粋

2-4.特定技能1号の条件



□18歳以上	□健康状態が良好
□日本語試験に合格	□技能試験に合格
□フルタイム	□直接雇用(季節で仕事量が変動するため農業と漁業は派遣も可)
●学歴要件なし	

■試験

- ○日本語試験(国際交流基金日本語基礎テスト)
- ○各分野の技能試験

上記2つの試験に合格する必要がある。日本語試験については旧来からの<u>日本語能力試験N4以上</u>を保有していれば、それをもって合格とみなされる。

■試験免除

技能実習2号(3年間の技能実習)以上の修了者は、上記の日本語試験と技能試験が免除。技能実習3号(4)

年目、5年目)途中からの特定技能への移行は認めない。3号を修了してから移行する(途中で辞めるのは 技能実習の趣旨に反するため)

2-5. 対象分野



■特定技能 1号の対象分野

厚労省所管:介護、ビルクリーニング

経産省所管:素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業

国交省所管:建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊

農水省所管:農業、漁業、飲食料品製造業、外食業 全14分野

■特定技能 2号の対象分野

建設&造船・舶用工業のみ

※特定技能1号の人数 2021年9月末時点 38,337人

※受入れ上限人数

受入れ人数の上限は**計345,150人**(2019年4月から5年間、経済情勢の変化がない限りの上限数)。<u>人手不足が解消された場合は、受入れ停止の措置を講ず</u>る(特定技能の在留資格認定証明書の交付停止)

2-6.各分野の受入れ見込数



介護 : 60,000人

ビルクリーニング : 37,000人

素形材産業 : 21,500人

産業機械製造業 : 5,250人

電気・電子情報関連産業 : 4,700人

建設 : 40,000人

造船・舶用工業 : 13,000人

自動車整備 : 7,000人

航空 : 2,200人

宿泊 : 22,000人

農業 : 36,500人

漁業 : 9,000人

飲食料品製造業 : 34,000人

外食業 : 53,000人

計345,150人

2-7.特定技能1号と技能実習2号①



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/4)

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
耕種農業	施設園芸		
	畑作·野菜	農業(耕種農業全般)	
	果樹		
畜産農業	養豚	Si	
	養鶏	農業(畜産農業全般)	
	裕農		

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	9	
	延縄漁業		
	いか釣り漁業	= 0	
	まき網漁業	— 漁業(漁業)	
	ひき網漁業		
	刺し網漁業		
	定置網漁業	-9	
	かに・えびかご漁業		
	棒受網漁業		
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)	

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
さく井	パーカッション式さく井工事	**************************************	HANGO CARANTA
	ロータリー式さく井工事	- 32	
建築板金	ダクト板金	(A)	-
	内外装板金	建設(建築板金)	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	*	T
建具製作	木製建具手加工	->>	
建築大工	大工工事	建設(建築大工)	-
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)	7
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)	*
とび	とび	建設(とび)	7
石材施工	石材加工		7
	石張り		
タイル張り	タイル張り	*	
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)	7
左官	左官	建設(左官)	*
配管	建築配管	ALD (441)	7
	ブラント配管	建設(配管)	
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(保温保冷)	7)
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	XEEX (PROMINE)	
	カーペット系床上げ工事	- 9	
	鋼製下地工事		建設(表装)
	ボード仕上げ工事		200130407
	カーテンエ事	**	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	- (2	
防水施工	シーリング防水工事	- «	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)	
ウェルポイント施工	ウエルポイント工事	AEDA (-277 TELE)	-
表装	壁装	建設(表装)	建設(内装仕上げ)
建設機械施工	押土·整地		
	積込み	20 20 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
	掘削	建設(建設機械施工)	
	締固め	- 72	
築炉	築炉	*	

2-7.特定技能1号と技能実習2号②



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/4)

4 食品製造関係(11職種18作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
缶詰巻締	缶詰巻締	8	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工		
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	8	
及印教追秦	加熱乾製品製造		
	調味加工品製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品 (酒類を除く。)の製造・加工・安全	
	くん製品製造	(相類を除く。)の製造・加工・安主	
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	1	
及即数追来	乾製品製造	<u> </u>	
	発酵食品製造	-	
	調理加工品製造		
	生食用加工品製造	3 (3)	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造		
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	2	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品	
パン製造	パン製造	(酒類を除く。)の製造・加工・安全	
そう菜製造業	そう菜加工	衛生))	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造		
医療·福祉施設給食製造	医療·福祉施設給食製造	外食業	

5 繊維·衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	*
	静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染 色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸縄みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーベット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

2-7.特定技能 1 号と技能実習 2 号③



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/4)

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
連造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業	產業機械製造業		
	非鉄金属鋳物鋳造	(鋳造)	(鋳造)		
設造	ハンマ型鍛造	素形材産業	産業機械製造業		
	プレス型鍛造	(鍛造)	(鍛造)		
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	素形材産業	産業機械製造業	4	
	コールドチャンバダイカスト	(ダイカスト)	(ダイカスト)		
發核加工	普通旋盤	94	90		
	フライス盤	素形材産業	產業機械製造業	電気・電子情報関連産業	造船・舶用工業
	数值制御旋盤	(機械加工)	(機械加工)	(機械加工)	(機械加工)
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属ブレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属ブレス加工)	
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)		造船·舶用工業 (鉄工)
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気·電子情報関連産業 (工場板金)	
めっき	電気めっき	素形材産業(めっき)	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	3
	溶融亜鉛めっき		(めっき)	(めつき)	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業(仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	電気・電子情報関連産業 (仕上げ)	
	金型仕上げ				造船・舶用工業 (仕上げ)
	機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)		
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気·電子情報関連産業 (機械保全)	3
電子機器組立て	電子機器組立て	1 2001 200 100	産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)	
電気機器組立て	回転電機組立て		Earth and the state of the stat	電気・電子情報関連産業 (電気機器組立て)	State State Act
	変圧器組立て		NEW YORK STREET		
	配電盤・制御盤組立て		産業機械製造業		造船・舶用工業
	開閉制御器具組立て		(電気機器組立て)		(電気機器組立て)
	回転電機巻線製作	"			
ブリント配線板製造	ブリント配線板設計		产業機械製造業	電気・電子情報関連産業	**************************************
	プリント配線板製造		(ブリント配線板製造)	(プリント配線板製造)	

2-7.特定技能1号と技能実習2号④



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/4)

7	その他(1	6職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)				
家具製作	家具手加工				T	
印刷	オフセット印刷	1				
	グラビア印刷					
製本	製本					
ブラスチック成形	圧縮成形					
	射出成形		産業機械製造業 (プラスチック成形)	電気・電子情報関連産業 (プラスチック成形)		
	インフレーション成形					
	ブロー成形					
強化プラスチック成形	手積み積層成形		*			
塗装	建築塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	電気·電子情報関連産業 (塗装)		
	金属塗装				造船·舶用工業(塗装)	
	鋼橋塗装					
	噴霧塗装				造船・舶用工業(塗装)	
溶接	手溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	電気·電子情報関連産業 (溶接)	造船・舶用工業(溶接)	
	半自動溶接					
工業包装	工業包装	30000000	産業機械製造業 (工業包装)	電気·電子情報関連産業 (工業包装)		
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き		*			
	印刷箱製箱					
	貼箱製造					
	段ポール箱製造					
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	-				
	圧力鋳込み成形	1				
	パッド印刷					
自動車整備	自動車整備	自動車整備	***		*	
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング				
介護	介護	介護				
ノネンサブライ	リネンサブライ仕上げ		*			
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造					
宿泊	接客·衛生管理		L'I			

〇 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング	
	航空貨物取扱		
	客室清掃		

2-8.事例研究①



静岡県の会社で時給885円で働いているベトナム人のAさんが東京都で時給1013円の仕事を見つけた。転職することは可能か?

2-8.事例研究①



同一の業務区分内であれば転職可能。

これにより都市部への集中(賃金が高い、都会への憧れ)をはじめとする、雇用の不安定が懸念されている。技能実習制度の反省を踏まえて本制度が設けられた。

しかし現実的には、外国人にとって転職コストが大きいことから頻繁には転職は行われないと思われる。

2-8.事例研究②

当社はスーパーマーケットを運営しており、技能実習生を多数雇用しております。彼ら彼女らにはバックヤードにて惣菜の加工を行ってもらっております。近く、技能実習2号(3年間)を修了する外国人がいるので、ビザを特定技能に変更すれば更に5年間雇用できますか?

2-8.事例研究②



不可。

「飲食料品製造業」は事業所の主たる経済活動が飲食料品の製造・加工でなければならない。 スーパーの主たる経済活動は小売のため対象外となる。

技能実習生は受入れ可能であるが特定技能は受入れ不可ということがあり得るため注意が必要である。

2-8.事例研究③



当社は自動車部品の組立てを行っております。製造業の会社といえますから、 特定技能で外国人を雇用できますよね?

2-8.事例研究③



不可。

製造3分野において受入れ可能な事業所の日本標準産業分類が示されており、左記に該当しないと要件を満たさない。

「自動車部品製造組立」は日本標準産業分類上、中分類「31」輸送用器具製造業小分類「311」自動車・同附属品製造業に該当するが、特定技能において受入れ可能な分類に当てはまらない。

手続きを進めた後に上記が発覚し、途中で断念するケースが発生している。入口の段階で確認が必要と言える。



■夜勤が可能

条件付きの技能実習生とは違い、雇用開始後すぐに夜勤シフトに対応可能

■多くの人数を受入れ可能

介護と建設以外は人数制限なし

■業務内容についての制限が少ない

技能実習計画に基づき業務を行う必要がある技能実習生と比べて自由度が高い

■モチベーションが高い

特定技能にて来日するには母国で日本語と各分野の試験に合格することが必要。試験勉強を真面目に行う忍耐力があり、目的意識(家族への仕送り等)を持って一生 懸命働く人材が豊富。これにより日本人従業員の意識改革も期待できる。



〈「特定技能」手続きの流れ 〉

3-1.採用までのプロセス



採用が決まったら、受入れ企業と外国人は雇用契約を締結する。その後、地方出入 国在留管理局にて「**特定技能**」在留資格の申請手続を行う。

(海外から採用:在留資格認定証明書交付申請、国内から採用:在留資格変更許可申請)

「特定技能」の申請手続については、他の在留資格に比べて必要な書類の数が多くなっており、特に受入れ企業の適格性が重視されている印象である。これは、技能実習において様々な問題が発生した教訓を活かしたものであるが、受入れ企業や外国人本人には負担が重い内容といえる。入管業務に慣れた行政書士への依頼を検討すべき内容である。

3-2.必要書類

□賃金規定 コピー



各企業の状況によるが、以下の書類が必要となる。

□特定技能外国人の受入れ業務に関与する役員の住民票 原本
□決算文書のコピー(損益計算表及び貸借対照表)(直近3年分)
□労働保険料等納付証明書(未納なし証明) 原本
□社会保険料納入状況照会回答票 原本
□税目を源泉所得税及び復興特別所得税,法人税,消費税及び地方消費税とする納税証明書(税務署発行の納税証明書その3)原本
□(地方税)税目を法人住民(市民or都民or町民)税とする納税証明書 原本

4-1. JAPAN行政書士事務所のご案内① JAPAN行政書士事務所

■ JAPAN行政書士事務所が提供するサービス

- ①「登録支援機関」の登録申請手続代理 登録支援機関とは、特定技能在留資格の外国人に対する、日常生活上・職業生活上・社会 生活上の支援を、<u>外国人を雇用する企業などに代わって行う個人または団体</u>です。 登録支援機関となるには、出入国在留管理庁に対して登録申請を行い、審査のうえ、登録 される必要があります。この**書類作成や申請を代理**するほか、**法人設立や職業紹介許可** (社労士紹介)なども承ります。
- ②「登録支援機関」に登録後の運営サポート(顧問契約) 登録支援機関には、**支援計画の実施状況や組織の変更事項等を入管へ届け出る義務**があり ます。また、外国人を雇用する企業などにおいても多くの届出義務があり、支援業務を 受託している企業から登録支援機関へ様々な相談が寄せられることも想定されます。 特定技能制度を熟知した行政書士が、**書類の作成・届出の代理だけではなく、円滑な登録 支援機関の運営についても継続的にご助言・ご支援します**。
- ③「特定技能」在留資格(ビザ)申請 外国人ご本人や雇用する企業、登録支援機関からのご依頼を受けて、**行政書士が「特定技能」在留資格の申請書類作成や申請手続を行います(申請取次)**。 特定技能の申請書類は、他の在留資格より分量が多くなっています。1 日も早く外国人が日本で活躍できるよう、入管業務に慣れた行政書士がスムーズな申請を実現します。

© JAPAN行政書士事務所 37

4-2. JAPAN行政書士事務所のご案内② JAPAN行政書士事務所

JAPAN行政書土事務所 GYOSEI-SHOSHI LAWYER OFFICE



- ・上野駅から徒歩2分
- ・入管業務に特化
- ・全国対応可
- ・登録支援機関登録番号19登-000778

特定技能をはじめとする各種ビザ手続について

お困り事があればお声がけください。

https://japan-sk.com/

© JAPAN行政書士事務所 38

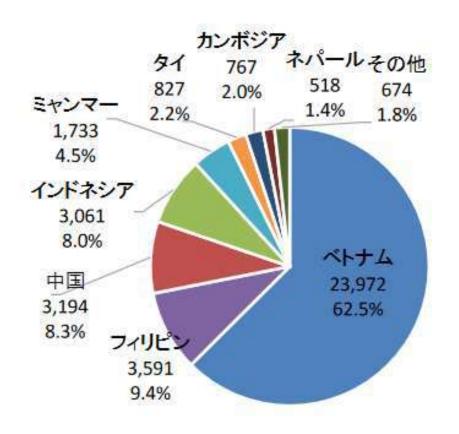


特定技能

高まる日本国内の人材需要と感染症水際対策に伴う新規入国禁止に伴い 特定技能需要は増加傾向

2021年9月末時点で<u>3万8337人</u>、2020年9月の8769人から<u>4倍以上に増加</u>





※図の出典元は出入国在留管理庁発表資料から

特定技能が増加している要因

要因①

景況感の回復

要因②

海外からの渡航制限

要因③

制度への理解向上

特定技能活用のメリット

メリット①

同職種での経験あること (技能実習経由の場合は3年以上)

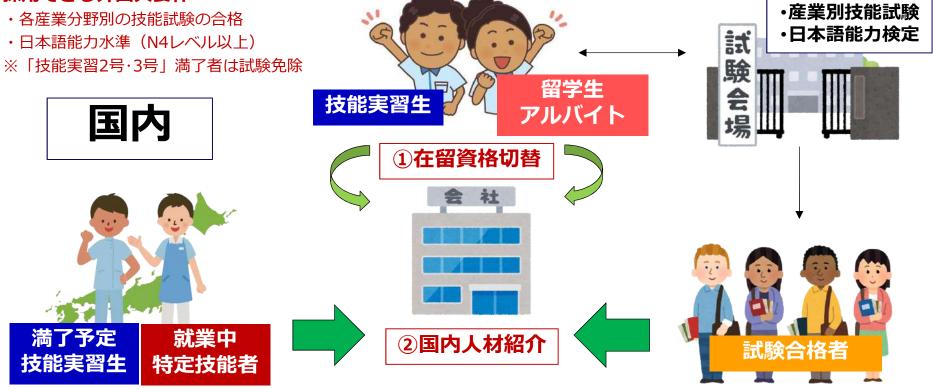
メリット② 日本語能力が高い(N4目安)

メリット③

定着率が高く安定した生産性を確保

特定技能外国人募集

採用できる外国人要件



特定技能外国人募集要項

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

●外国人労働者の募集及び採用の適正化

- ・ 募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用等について、書面の交付等により明示すること。【※】
- 特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航・帰国費用の負担や住居の確保等、募集条件の詳細について、あらかじめ明確にするよう努めること。

1 募集

- 外国人労働者のあっせんを受ける場合、許可又は届出のある職業紹介事業者より受けるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けないこと。なお、職業紹介事業者が違約金又は保証金を労働者から徴収することは職業安定法違反であること。
- 国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合、違約金又は保証金の徴収等を行う者を取次機関として利用する職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと。
- 職業紹介事業者に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付 すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。
- 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】

特定技能外国人採用要項

	 ・ 興耒稲川事乗台に刈し水人の中込みを行うに当たり、国籍による余件を削すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。
	 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】
2 採用	 採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。
	 在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めること。

特定技能外国人採用における課題

課題①

応募数が少ない

課題②

ミスマッチの発生

課題③

社内で十分なサポート体制が取れない

特定技能外国人採用における課題 ①応募数が少ない

原因

求人票以外での差別化が出来ていない

一般的な求人票項目

- ・企業名
- ・就業場所所在地
- ・給与(月給、時給)
- ・手当(賞与、昇給有無)
- ・就業時間、休日
- ・残業有無

- ・業務内容
- ・契約期間
- ・福利厚生(保険有無など)
- ・控除見込(家賃など)

特定技能外国人採用における課題②ミスマッチの発生

転職希望の主な要因

- ●手取り給与が想定より低い
- ●社宅から企業まで距離がある
- ●社宅周辺の住環境(スーパーまで遠いなど)
- ●作業・職場イメージと実際の作業の差
- ●実際の職場環境との差
- ●人間関係(主に孤立によるホームシック)



求人票とのイメージのギャップ

特定技能外国人採用における課題

求職者が求める情報

- ・控除分を含めた実際の手取り給与
- ・残業、夜勤、休日出勤の有無、頻度
- ・昇給、賞与の有無、実際の金額
- ・社宅から企業まで距離、時間、通勤方法
- ・社宅周辺の住環境(買い物のしやすさ、駅までの距離)
- ・業務内容の詳細
- ・職場環境の詳細
- ・既に在籍中の同一国籍の方の有無

特定技能外国人採用における課題





求める情報

求人票と現実のギャップ



転職やモチベーションの低下に 繋がる

各在留資格の転職について

- ◆技能実習生
 - →基本的に転職不可 ※あくまでも技能実習計画に則って在留しているから…。
- ◆特定技能
 - →転職可
 - ※但し、転職すると必ず在留資格変更許可申請が必要。尚、変更許可後から、転職先での勤務開始可能
- ◆技人国等(所謂従来からの『就労ビザ』)
 - →転職可
 - ※但し、『Aという会社で○○というお仕事するのでビザ下さい』が変更となるので、 『就労資格証明書交付申請』を行うことが望ましい
- ◆高度専門職1号
 - →転職可
 - ※但し、転職すると必ず在留資格変更許可申請が必要。尚、変更許可後から、転職先での勤務開始OK!
 - ※2号になれば、転職自由(変更申請の必要も無し)

海外から見た日本

日本の海外人材の労働環境は劣悪という話も… 我々がいま抱える課題に向き合い、 国際的な理解と支持を得るために これからの数年が正念場です。

日本に求められていることは…

安心して働くことができる環境を作ること。 安心して生活ができる環境を作ること。

海外人材活用時の様々な障害

- 外国人という理由で不動産会社に契約を断られてしまった
- 電気ガス水道、インターネットなど物件ごとに契約、管理、支払い対応を するのは手がかかる
- ■日本語教育といっても何をしたらいいかわからない
- 社宅の衛生状況や日常の様子が気になるが頻繁には確認にいけない

最悪の場合・・・

技能実習生なら失踪、高度人材の場合もせっかくお金をかけて採用したのに転職する、なんてことも!

長く安定して外国人に仕事をしてもらうためにも、企業にも、そこで働く外国人にもサポートが必要です。



受入企業

生活サポート

外部サポート機関



緊急時の駆け付け



言語サポート

